

内閣官房

知的財産戦略推進事務局御中

社団法人情報サービス産業協会

法的問題委員会

知的財産推進計画改定についての意見

1. はじめに

当業界は、わが国の産業政策の方向性に関し、知的財産立国の実現を目指す知的財産推進計画に大きな期待を寄せてきた。そして、昨年の知的財産推進計画の公表からこれまでの間、知的財産に関する諸方面の課題について知的財産戦略本部を中心に検討が重ねられ、従来の懸案事項を含めて幾多の法改正等がなされてきたことについて一定の評価をするものである。

しかしながら、これまでに行われた検討は、「知的財産権制度」に絡む問題が主体であり、いわば法制度を中心としたインフラ面の補強・整備を中心としたものであったと認識している。確かに、そのこと自体は意味あるものであるとは考えるが、問題の性格上、学識経験者、行政、弁護士・弁理士、あるいは企業の知財実務者といった知的財産権の専門家の間での議論が中心であり、ともすると閉鎖的であり、かつ依然として「加工貿易立国」型の産業構造を前提とした議論に重点が置かれてきた面もあるのではないか。

そこで、これまでの推進計画を第1ステップと位置付けるならば、今後はまさに現行の推進計画が標榜する「知的財産立国」の実現を予感させるようなダイナミズムを指向した第2ステップを迎えるべき時期であると考えられる。

これからの社会環境を見据えながら、新しい産業構造の転換に挑み、世界的にも類例のない知的財産立国を実現させるために、これまでの検討の枠組みに縛られず、新たな試みにも果敢に挑戦してもらいたいと願い、本意見書を提出するものである。

2. 提言内容

第二ステップとしての新推進計画を実現すべく今般の改定は、つぎの2点を加味すべきであると考ええる。

- (1) 今後の成長が期待できる「情報サービス」分野の知的財産に焦点を当て、その保護と活用を図ること
- (2) 知的財産制度への国民各層の理解と知的財産政策への参画を促すような施策を盛り込むこと

(1) について

わが国の就労人口の7割以上が第三次産業、すなわちサービス業に従事していることは周知のとおりである。しかし、知的財産権、とりわけ特許制度に照らして見ると、依然として制度は製造業主体の考え方が支配的であり、産業構造の実情とそぐわない面があることが否めない。このサービス分野での知的財産権のあり方を積極的に検討することなく、知的財産立国の実現はほど遠いのではないだろうか。

今般、第三次産業の活動により生じる付加価値が著しく大きいことは誰しもが認識しているところである。しかしながら、こと知的財産権の分野に関して言えば、サービス分野においては権利化はもとより、その活用に至るまで実質的な意義を見出し難いというのが実情である。むろん、数年前に巻き起こったビジネスモデル特許ブームの再来を望んでいるわけではない。むしろ、一過性なものではなく、産業界の実情を踏まえつつも長期的な産業政策のあり方を見据えた知的財産権制度の中にサービス関連発明を明確に位置付け、これを奨励し、さらに権利行使を含めその活用の各場面において正当に評価されるような動きが必要であると考ええる。

具体的にいえば、

- サービス分野において保護されるべき知的財産の内容を把握し、
- その保護要件を明確化し、
- 権利行使を含めた「活用」が可能となるような制度を整備し、
- 活用に向けた動きを奨励、育成する

ことが必要なのである。特に、現行の特許法でいう発明の定義（自然法則を利用した技術的思想の創作）については、サービス分野の知的財産保護には窮屈で不都合なことも少なくない。日本の将来の産業構造を考えるならば、自然法則や技術に拘泥することが得策とも思えない。

サービス分野の知的財産権としては、様々なものがあるだろうが、特にインターネットの普及によって今後とも様々なサービスが展開されていくことは明確であり、商品販売の手法、金融商品、はたまた情報提供など、その発展可能性は疑う余地がない。しかしながら、従来、こうした分野については、ソフトウェア関連発明として処理されてきたものの、自然法則、技術、あるいは技術的な進歩性というハードウェア志向の特許法の「壁」の前に十分な保護が与えられてきたとは言いがたいのが実情である。

そこで、当面、サービス分野の知的財産保護を志向した制度設計に向けて、以下のテーマを検討することを提案したい。

- a . 発明定義について大胆な緩和措置を講ずることが可能か。既存の枠にとらわれず、アルゴリズム保護に向けた一步を踏み出すことはどうか。
- b . サービス分野の保護対象の外延を定めるための要件を新たに定めることはできないか。特に、進歩性に代わる評価基準（例えば有用性など）はないか、あるいはサービス分野の知的財産保護に適する審査基準を作成できないか。

c. 情報またはコンテンツそのものの創造性、独創性を保護する可能性はないか。現行の法制度の枠組みにとらわれない新制度はないか など。

一方、ソフトウェアを含むサービス分野の知的財産については、必ずしも保護を与えることで問題が解決するものではない。むしろ、自由な利用と普及を理念とする文化が急速に育ちつつある。その典型はオープンソースソフトウェアである。このムーブメントを無視した制度設計であってはならない。オープン化と知的財産との調和を図りながら産業を発展させるための対話をより促進させるような施策が必要ではないだろうか。

(2) について

特許を好例として、知的財産制度の活用は一般に訓練と習熟を要する分野である。このため、この分野に関心をもったとしても、そう容易に修得することはできないのが実情でなかろうか。しかし、知的財産立国を標榜する以上、こうした状況は是非とも改善していきたいものである。

具体的に特許明細書（公報）を例示しながら述べると、これについては次のような現状と改善への提案が考えられる。特許明細書は、一般的には難解な「特許請求の範囲」から記載されており、このことで特許という世界から遠ざかっている人も少なくないと想像できる。この点について言えば、現在のPCT書式に準じた書式とし、慣れ親しみやすいような文書形式とすることで、多少ならずとも改善できるのではないだろうか。また、形式に拘らず、特許明細書は、その文体、表現を含めて、日常の言語感覚から大きく乖離していることは従来から指摘されているが、一向に改善の兆しがみえない。行政が中心となり、弁理士、知財実務家の各専門家がこの問題に真摯に取り組む時期ではなかろうか。もっとも、これらについては沿革的な要素が大きく、一朝一夕に改善されるとも思えないが、知的財産の発展はこうした地道な努力の積み重ねによって多くの人の支持を得ない限り、その将来も一部の専門家の満足に終始してしまうのではないだろうか。

他方、知的財産権の権利行使・活用は、訴訟を中心とした司法制度との関連が強く意識されている。その意味では紛争解決を前提とした議論が多く、国民一般の法感情と相容れない面があるのではないだろうか。このままでは、知的財産権という制度は紛争というイメージと強く結びつき、できれば避けたいものとの感覚を助長しかねないと危惧するものである。

訴訟や仲裁をもって高額な賠償金を請求するようなものだけが知的財産立国の姿ではあるまい。モノの価値と同様に、あるいはそれ以上に知的生産物の財産的価値が尊重され、それをもって産業界が競争し、成長を遂げる社会であり、紛争は可能な限り防止されるべきものとする。そうした社会の実現に向けては、より簡易で、抵抗感の少ない権利行使を前提とした「活用」のムードが広がらなくてはならない。他者の知的財産権も容易に受け入れて対価を支払い、自社の権利も無謀な対価を要求せずに利用促進を図るような社会的ムーブメントを巻き起こしていくことが必要である。

もちろん、現状においても特許流通に関わる様々な施策が展開されてはいるものの、国の

主導によるものであり、強制力もなく、普及にはまだ相当な時間を要するようにみ思われる。むしろ、こうした動きを種々の業界で活性化させていき、自律的に広がり、ひとつのスタンダードを築いていけるような動きがあっても良いのではないか。国はこうした動きを側面から支援するという立場を明確化してはどうだろうか。

以 上